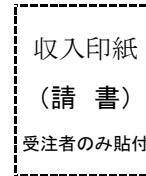


# 見積書兼請書(修繕)

令和 年 月 日

(あて先) 三鷹市教育委員会教育長

本書記載のとおり見積り、受注のときは記載のとおり、下記の条項を遵守のうえ  
請け負います。



- 1 件名 :
- 2 契約番号 : 号
- 3 履行場所 :
- 4 請負修繕費 : ¥  
(うち取引に係る消費税・地方消費税額 ¥ )
- 5 契約内容 : 別紙のとおり
- 6 履行期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 7 契約確定日 : 令和 年 月 日
- 8 支払方法 : 検査合格後1回払い 請求書受理後30日以内とする。
- 9 見積書有効期間 : 日間

住所

商号

代表者

電話番号

印

- 1 履行期限内の本修理の完了を厳守すること。
- 2 修理が完了し引渡しをするときは、市の検査に合格しなければならないこと。
- 3 修理の施工に関しては、すべて市の指揮監督に従うこと。
- 4 修理の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、市から図面又は仕様書に基づく修補の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は履行期限の延長の請求はできないこと。
- 5 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。  
(1) 7及び8以外の理由により、履行期限内に本修理が完了できないとき。  
(2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。  
(3) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年2月4日付け24三総契第348号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第3条第1項各号に該当するとき。
- 6 5に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。
- 7 天災事変その他請負人の責めに帰することができない理由によって、履行期限までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に市に履行期限の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が市において正当と認められないときは、8に定める遅延違約金を支払うこと。
- 8 7以外の理由によって、履行期限内に修理を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして市の承諾を受け、遅延違約金(履行期限の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。))を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。))を支払い、修理を完了させること。
- 9 暴力団等排除措置要綱第3条第1項各号に該当する者に下請負又は受託(二次以降の下請負又は受託を含む。)をさせないこと。
- 10 暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団員等又は暴力団関係者から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、速やかに市に報告するとともに、警察に届け出ること。
- 11 以上のほかここに定めのない事項については、市と協議して定める。